

揭示期限 R8年 6月 18日  
三 浦 市 役 所

三浦市告示乙第 41 号

次の方の書類については、住所又は居所等が明らかでないため送達ができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は、三浦市に保管してありますので、送達を受けるべき方から交付の請求があった場合は交付します。

令和 8 年 6 月 12 日

三浦市長 出口 嘉



送達を受けるべき方の氏名（名称）	送達すべき書類の名称
大宮 光輝	令和 7 年度 国民健康保険税納税（変更） 通知書
三神 美佐緒	令和 7 年度 国民健康保険税納税（変更） 通知書
栗原 勇人	令和 7 年度 国民健康保険税納税（変更） 通知書
菅野 勇一	令和 7 年度 国民健康保険税納税（変更） 通知書